

第三次会津坂下町教育振興基本計画
(第九次会津坂下町生涯学習振興計画)

令和7年度 ～ 令和11年度

令和7年2月策定
会津坂下町教育委員会

【目 次】

第1章 基本計画の策定にあたって

1 基本計画策定の背景と趣旨	1
2 基本計画の位置付け	3
3 基本計画の期間	3

第2章 本町の教育の現状と課題

1 子育て・教育環境の整備	4
（1）子育て支援	4
（2）地域との連携	4
（3）学ぶ力の育成	5
2 生涯学習・スポーツの推進	5
（1）生涯学習の推進	5
（2）スポーツの振興	6
（3）文化・芸術活動の振興	6
3 歴史・文化の伝承	
（1）地域を学ぶ活動の推進	7
（2）文化財の保存と活用	7
（3）史跡・遺跡の保存と活用	8

第3章 基本理念・基本施策【教育大綱】

I 教育基本理念・まちづくりの目標	9
II 策定の趣旨	9
III 基本施策	9
1 子育て・教育環境の整備	9
2 生涯学習・スポーツの推進	10
3 歴史・文化の伝承	11

第4章 施策の展開

1 子育て・教育環境の整備	13
（1）子育て支援	13
（2）地域との連携	17
（3）学ぶ力の育成	19

2 生涯学習・スポーツの推進【第九次生涯学習振興計画】

- (1) 生涯学習の推進 23
- (2) スポーツの振興 24
- (3) 文化・芸術活動の振興 26

3 歴史・文化の伝承【第九次生涯学習振興計画】

- (1) 地域を学ぶ活動の推進 27
- (2) 文化財の保存と活用 28
- (3) 史跡・遺跡の保存と活用 29

第5章 施策の点検・評価

- 1 点検及び評価 30
- 2 計画の見直し 30

<参考資料>

- 未就学児童・児童・生徒の推移 31
 - (1) 人口の推移と未就学児童の割合 31
 - (2) 児童人口の推計 32
- 教育関連法令・改正（概要） 33

○一つの学園構想

第 1 章 基本計画の策定にあたって

1 基本計画策定の背景と趣旨

(国の動向)

少子化・高齢化の進行やグローバル化、情報化の進展、地域社会や家族の変容等社会状況が大きく変化してきた中、平成 18 年 12 月に教育基本法の全てが改正され、教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的に、国に「教育振興基本計画」の策定が義務づけられました。

これを受け、国は、平成 20 年 7 月に「第 1 期教育振興基本計画」の策定をしました。それ以降、社会や時代の変化への対応をするため 5 年おきに策定され、令和 5 年 6 月 16 日には、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 4 期教育振興基本計画」が閣議決定を経て正式に策定されました。

その中では、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング(※1)の向上」の 2 つのコンセプトが示されました。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育施策を講じていくことが必要であるとしています。

具体的には、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭でともに学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」、「計画の実行性確保のための基盤整備・対話」の 5 つの基本的方針と 16 の教育政策の目標、基本施策及び指標を示し、将来の予測困難な時代において、教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」として、推進していこうとしています。

※1 ウェルビーイング・・・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

(県の動向)

福島県は、令和 3 年 12 月に令和 4 年度から令和 12 年度を計画期間とした「第 7 次福島県総合教育計画」を策定しました。

この計画では、一方通行の画一的な授業を、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を中心に掲げ、①「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する、②「学校の在り方の変革」によって教育の力、学校の力を最大化する、③学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌を作る、④福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する、⑤人生 100 年時代を見通した多様な学びの場を作る、⑥安心して学べる環境を整備する、の 6 つの施策を掲げ取組を進めることで、「急激な社会の変化の中でも、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人」を育てていくこととしています。

（町のこれまでの取組）

町は、平成 13 年度に始まった教育施設適正配置事業が平成 25 年春の第 2 次統合をもって完了し、新しい環境のもとで教育活動を展開しています。

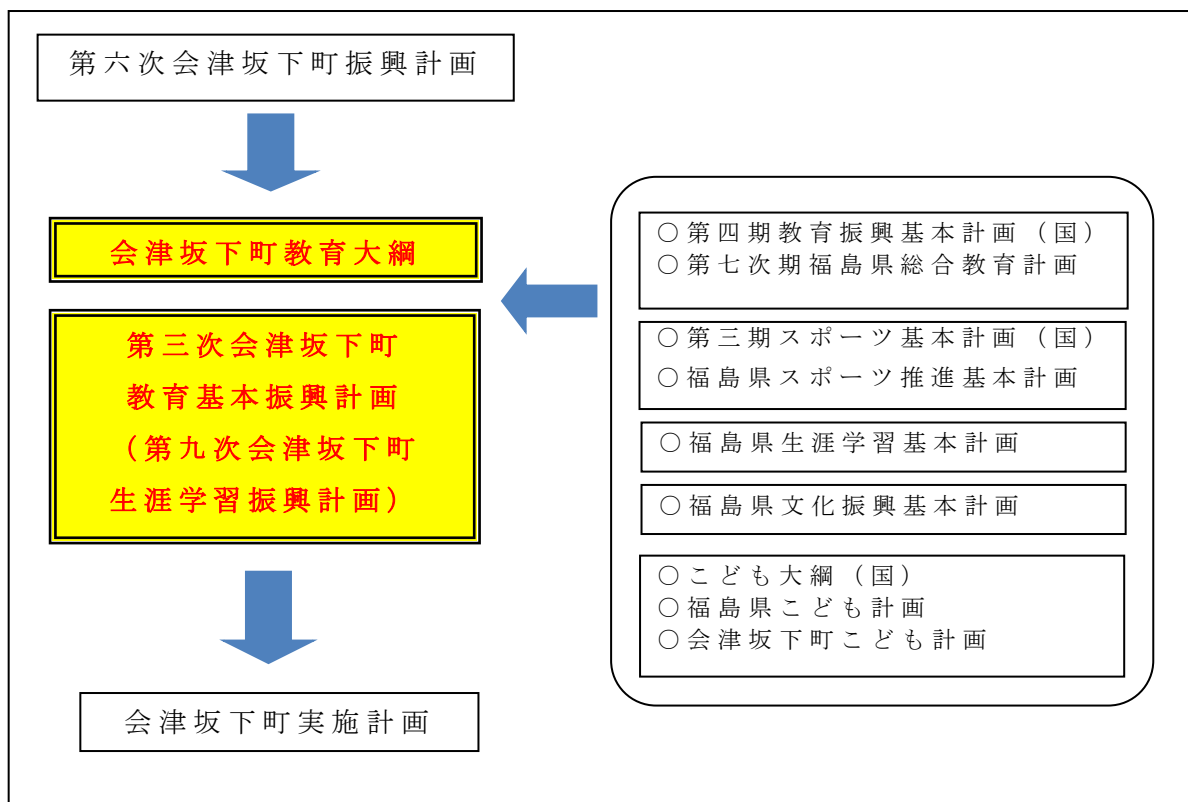
教育施設適正配置事業を進める中にあって、町の教育理念である『生きる喜びを育む教育』の実現に向け、再配置された幼稚園・小学校・中学校の 5 つの教育施設と保育所を一体的に捉えながら統一性をもたせ一貫した教育を行おうとする「一つの学園構想」が生まれました。

この構想を具現化するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての根本となる方針等である「会津坂下町教育大綱」を平成 27 年度に策定し、これに基づき具体的な施策を体系的に定めた「第一次会津坂下町教育振興基本計画」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や新たに生じた諸課題を踏まえたうえで、令和 2 年度に「第二次会津坂下町教育振興基本計画」を策定し、その実現に向けた取組を進めてきました。

2 基本計画の位置付け

本計画は、教育基本法における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画と整合性を図るとともに、国や県が定める各政策等を町の教育振興に反映させ、教育大綱に定める基本理念・目標に従い、町教育委員会が所管する施策や事業を推進するために策定するものです。



3 基本計画の期間

本計画は、令和 7 年度を初年度とし、令和 11 年度までの 5 年間とします。

第2章 本町の教育の現状と課題

1 子育て・教育環境の整備

(1) 子育て支援

共働き世帯の増加や家族構成の少人数化など家庭環境が変化する中で、少子化も急激に進み、子育て世帯における子育て支援に対するニーズは多様化し増加しています。このため、地域社会との繋がり希薄化ばかりでなく家族との繋がりも希薄化し、子育ての悩みや孤立感を募らせる保護者が増え、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されるなど、問題が生じてきています。

また、情報化の進展により映像メディアの利用が日常生活に浸透し、こどもが乳幼児期にこれらを長時間視聴することによる愛着形成やこどもの健やかな成長への影響に対する懸念が高まっています。

これらのことから、家庭での子育てを基本とした上で、子育てに対する不安感や孤立感の軽減を図り、親がこどもの成長に喜びや生きがいを感じられるよう、切れ目ない子育て支援体制の整備と養育力向上に向けた取組が求められます。また、仕事と子育てを両立させ、安心してこどもを産み育てられるよう、家庭と地域社会と行政とが寄り添って、こどもや若者が健やかに成長し、自立していける環境づくりが求められます。

(2) 地域との連携

急激な社会の変化や核家族化の進行により、学校と地域、住民、保護者とのつながりが希薄化してきています。そのためこどもたちと地域の方々とのつながりや交流が減り、こどもたちの豊かな学びと成長を促す環境が失われつつあります。このため、町では、令和3年度にコミュニティ・スクールを設置し、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む仕組みを構築しました。学校運営協議会では、地域の方々から学校運営等に関して意見を頂き、それらを考慮し教育課程編成や学校の経営・運営ビジョン等の策定をしています。

また、地域の方から教わり、ともに学ぶことを通して、自分と異なる価値観や視点を知り、地域に対する愛着を育み、地域に貢献す

る意識を高める取組をしています。今後も、学校と地域の連携を強化しながら、社会全体でこどもたちの育成に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後の推計される児童生徒数の推移を鑑みながら、教育施設適正配置に関して、第四次教育振興基本計画策定時に検討していく必要があります。

（３）学ぶ力の育成

学習指導要領の改訂により、知識の習得や詰め込み型の学習から、主体的・対話的で深い学びが重視されるようになり、知識を単に身に付けるだけでなく、知識を活用して、思考・判断・表現し、他者と協働しながら学ぶ力が求められています。

令和６年度に実施した「全国・学力学習状況調査」によると、小学生の国語では、「目的や意図に応じて伝える内容をはっきりさせる、検討する」の項目、中学生の国語では、「意見と根拠など、情報と情報の関係の理解」の項目に課題があります。小学生の算数では「速さ・道のり・時間の学習で、その意味を理解したり言葉や数を使って説明したりする」の項目、中学校の数学では「統合的発展的に考え、成り立つ事柄を見つけ、数学的な表現を使って説明する問題」の無回答率が高く、何れも思考力・判断力・表現力が不足していることが要因と考えられ、教師の指導改善や児童生徒の学習改善に取り組んでいく必要があります。

また、スマートフォンやタブレット等の急速な浸透により、こどもたちがＳＮＳやゲームに過度に依存することで、家庭学習の意欲が低下している児童・生徒が増えています。社会の多くの領域でデジタル技術が急速に取り入れられている状況も踏まえ、教育活動においてもデジタル化は進めるべきであり、一人一台のタブレット端末を学習ツールとして積極的に有効活用するために、デジタルリテラシー教育や情報モラル教育を推進していく必要があります。

２ 生涯学習・スポーツの推進

（１）生涯学習の推進

価値観の多様化により働き方や生活スタイルなどが変化しています。また、「人生１００年時代」の到来とともに、社会構造の急速な変化に対応し、全ての人が元気に活躍し、安心して暮らすことの

できる社会をつくるために、各個人が生涯にわたって学び続けることの重要性が増してきています。

町民を対象に実施した生涯学習に関するアンケートでは、生涯学習で学んだことを「自分や家族の教養・資質向上」や「仕事や就職」に活かしたいという声が多い一方で、「仕事や家事などが忙しい」という理由で生涯学習活動をしていないと回答した方の割合が半数を超えています。仕事・育児・家事などで多忙な中でも人々が学びのきっかけをつくる機会づくりやライフスタイルに応じた様々な学びの環境づくりが課題となっています。

さらに、誰一人取り残されない社会の実現に向け、高齢者や障がいのある方、また外国人などのニーズに対応するため、社会教育人材や ICT、デジタルコンテンツなども活用し、情報格差の解消も含め生活に必要な学びを支援することも必要です。

（２）スポーツの振興

健康寿命を延ばすためには、日々の運動習慣が重要であることから、生涯にわたってスポーツや身体を動かす楽しさを味わい、習慣づけるための取組が必要です。

また、地域におけるスポーツ行事などは参加者の減少により開催を見送らざるを得ない事例もあり、今後は世代や障がいの有無などに関わらず、負荷が少なく誰でも楽しむことができるスポーツの振興などを図っていく必要があります。

さらに、少子化にともない既存のスポーツ少年団や運動部活動は加入者の減少が予想され、従来の形での存続が危ぶまれていることから、部活動の地域移行の取組を推進し、地域人材や施設の利活用も含めた将来にわたって持続可能なスポーツ環境の整備を行っていく必要があります。

（３）文化・芸術活動の振興

町民の教養を深め、心豊かな生活を送るには、文化や芸術活動の振興は欠かすことができません。

こどもたちの豊かな創造性と情操を育み、町民の芸術活動への意欲を高めるために、五浪美術記念館での企画展や町民ギャラリーで、優れた作品に触れる機会の提供が必要です。

また、こどもの読書離れが進んでおり、記憶力や集中力の低下が

危惧されている現在、幼少期から読書に親しむことが重要となっています。図書室機能の充実を図りながら、人的配置や環境整備をしていかなければなりません。

3 歴史・文化の伝承

(1) 地域を学ぶ活動の推進

地域でのつながりが希薄化している中で、こどもたちが町の自然や歴史、文化などを理解する郷土学習を充実させ、生まれ育った地域への誇りや町への愛着心を育む取組が重要となってきます。

そのために、町のこどもたちには、日々の学習の中で「会津坂下町郷土学習副読本－坂下学のすすめ－」による地域理解学習を充実させ、町民の方々には、会津坂下町埋蔵文化センターでの講演会や企画展、「出前講座」等により、地域を知る学習の場と機会を創出することが必要です。

また、家庭での食事の形態が、外食・中食の普及により、こどもたちが地域の食文化にふれあう機会が失われている現在において、学校給食における地元農家が育てた新鮮野菜・伝統野菜を取り入れた献立や郷土料理等、「食」を通して、地域を学び、愛し、感謝する気持ちを育てていくことが重要です。

(2) 文化財の保存と活用

町には、今日まで受け継がれてきた貴重な歴史資料や美術工芸品・民族的文化行事が多数存在します。これらの文化財は、町や地域の歴史や文化を理解する上で必要不可欠な財産であり、今後も文化財の調査を進めるとともに、広く町内外に紹介して、文化財の保護・保存に対する町民の理解を深め、郷土愛の醸成を図ることが重要です。

有形・無形の文化財、天然記念物については、国指定重要文化財が 6 件、県指定重要文化財が 14 件、町指定重要文化財が 30 件あり、町の宝として後世に受け継いでいかなければなりません。また、無形民俗文化財については後継者が不足し、伝統ある芸能・文化の伝承が難しくなっています。

貴重な文化財を保護・保存・収集し活用することで郷土の歴史への理解を深め、地域と連携した郷土芸能・文化の伝承に取り組むには、会津坂下町史編さん事業の継続や、町埋蔵文化財センターの活

用が必要となります。

（３）史跡・遺跡の保存と活用

町には、歴史的価値の高い貴重な史跡・遺跡が数多く存在します。国指定史跡が２件、県指定史跡が１件、町指定史跡が２件あり、これらの文化財について、保護・保存に努め、郷土学習の場、観光資源や地域の憩いの場として活用できるよう、計画的に整備する必要があります。そのために町の文化財保存活用地域計画を策定し、各種史跡や遺跡を保存活用するための明確な道筋を立てることが求められています。現在すでに重要文化財として指定されている史跡・遺跡等について活用計画を明文化するとともに、未認定の史跡・遺跡についての調査も行い、地域開発等によって埋没してしまう前に大事な町の宝である文化財を保全することが重要です。

また、これらの計画を推進するためにも、文化財活用を支援する人材の育成や文化財を守ることの重要性を周知するための学習の場が必要となります。

第3章 基本理念・基本施策【教育大綱】

I 教育基本理念・まちづくりの目標

生きる喜びを育む教育

自ら学び、学び合う「ひとづくり」

II 策定の趣旨

町民憲章で示す姿並びに第六次会津坂下町振興計画の基本理念である「みんながつながる」に基づき、『自ら学び、学び合う「ひとづくり」』の政策のもと、「生きる喜びを育む教育」を教育基本理念に掲げ町民の生涯にわたる学習の充実に努める。

近年、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化し、地域でこどもを見守り、育てる意識が薄れてきている。家庭や保育・教育施設、地域が連携を図るとともに、保育所・幼稚園から中学校に至るまでの「こどもの育ちと学びをつなぐ」教育の実践を通して、教育内容をさらに充実させる必要がある。

また、すべての町民が共に学び共に歩んでいくことができる生涯学習社会をめざし、社会教育の充実に図りながら、一人一人の町民が生涯学習やスポーツに関わり、生きがいや生きる喜びを実感することができる町を創造していかなければならない。

さらに先人の優れた心を受け継ぎ、町民一人一人が郷土のよさを知り、郷土への誇りと愛着心を持つことに繋げることも求められている。

これらを踏まえ、わが町の今後の教育を推進するにあたり、次のように教育に関する大綱を定めるものである。

III 基本施策

1 子育て・教育環境の整備

(1) 子育て支援

全てのこどもが健やかに成長し、また、子育て当事者が不安や孤立感を感じることなく安心して出産・子育てができるよう、支援体制の整備を進め、家庭の養育力向上を目指す。

- ① こどもが健やかに育つことができる環境をつくる。
- ② こどもを安心して産み育てられる環境をつくる。
- ③ 社会全体で子育て家庭を支える環境をつくる。

（２）地域との連携

学校・家庭・地域の連携を強化し、社会に開かれた教育課程の編成・実施を推進するとともに、地域の人材を教育活動に活かし、思いやりがあり、心身ともにたくましいこどもを育成する。

- ① コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、魅力ある学校づくりを推進する。
- ② 道徳的実践力を高め、思いやりがあり豊かなこどもを育成する。
- ③ 健康や安全・食育への理解と実践力を高め、体育・スポーツ活動などを通して、たくましい心と健やかな体づくりに努める。

（３）学ぶ力の向上

こどもたちが安心して学ぶことができる環境を整備し、こどもたちが生き生きと光り輝く教育を実践しながら、基礎的な知識・技能・習慣を定着させ、学ぶ力の向上を目指す。

- ① 教え込む画一的な授業から、個別最適化した学び、協働的な学び、探究的な学びへと学びの質を高める。
- ② 特別支援教育の充実と強化を図り、インクルーシブ教育（※２）を推進する。
- ③ 保・幼・小中学校の連携を強化し、「一つの学園構想」の具現化を図るとともに人権感覚を重視した職員の指導力の向上を図る。
- ④ ICT（情報通信技術）を効果的に活用するとともに、国際理解や英語力を育む教育を推進する。
- ⑤ 望ましい生活習慣づくりを推進し、こどもたちが学習や活動に積極的に取り組める環境を整えるとともに、自分の目標や行動を自己管理できる能力を育む。

２ 生涯学習・スポーツの推進（第九次町生涯学習振興計画）

（１）生涯学習の推進

こどもから若者・高齢者まで、町民のだれもが夢や希望や生きがいを持ち、ともに学び、ともに歩いていくことのできる生涯学習社会を目指す。

- ① 社会教育を充実させ、生涯学習を推進する。
- ② 将来を担うこどもや若者が健やかに育つことができるよう、家庭教育と青少年教育を充実させる。

(2) スポーツの振興

町民の健康増進のため生涯スポーツの振興・普及を図り、健康で明るい地域社会を構築する。

- ① 健康の保持増進のための生涯スポーツの振興と普及を図る。
- ② 中学校部活動の地域移行と地域人材の活用を通じた総合的な地域スポーツを振興する。

(3) 文化・芸術活動の振興

町の文化や芸術活動を活性化させるとともに、日常的に読書に親しみ、豊かな情操を培う。

- ① 五浪美術記念館の活用による地域の芸術活動を振興する。
- ② 本に触れる機会を創出するために、図書室などの環境を整備する。

3 歴史・文化の伝承

(1) 地域を学ぶ活動の推進

町の自然や歴史、文化などを知ることは郷土愛を育むことにつながるため、世代間交流による体験活動や学校教育と連携した郷土学習などの機会をつくるとともに、学校給食では地元食材や伝統野菜を使った食文化を伝え、地域を愛することや感謝の気持ちを育む。

- ① 「会津坂下町郷土学習副読本－坂下学のすすめ－」による地域理解学習を推進する。
- ② 会津坂下町埋蔵文化財センターでの講演会や企画展、「出前講座」等による地域を知る学習の場と機会を創出する。
- ③ 旬の地元野菜や伝統野菜、郷土料理を学校給食に取り入れ、食材から地域を学び、愛し、感謝する気持ちを育成する。

(2) 文化財の保存と活用

町には、今日まで受け継がれてきた貴重な文化財が多数存在する。これらの文化財は、町や地域の歴史や文化を理解するうえで必要不可欠な財産である。今後も文化財の調査を進めるとともに、広く町内外に紹介して、文化財の保護・保存に対する町民の理解を深め、郷土愛の醸成を図る。

- ① 文化財を調査・保全し、活用を図る。
- ② 会津坂下町埋蔵文化財センターにおける文化財の整理、保存・伝承と常設展や企画展を実施する。

（３）史跡・遺跡の保存と活用

歴史的価値の高い貴重な史跡・遺跡の保護、保存に努め、郷土学習の場、観光資源や地域の憩いの場として活用できるよう、計画的に整備する。

- ① 遺跡の発掘調査及び保護・保存・活用するとともに、未認定の遺跡についての調査を行う。

※２ インクルーシブ教育・・・障がいや病気の有無、国籍や人種、宗教、性別といったさまざまな違いや課題を超えて、全てのこどもたちが同じ環境で一緒に学ぶ仕組み。

また、インクルーシブ教育における特別支援教育の考え方は、『多様性を尊重する「共生社会」の実現にはインクルーシブ教育が不可欠で、そのシステムを構築するために必要なのが障がいのあるこどもたちの社会参加を促す特別支援教育です。インクルーシブ教育と特別支援教育では、それぞれの意味は異なりますが、共生社会の実現には欠かせません。』（文部科学省：共生社会の形成に向けて）を抜粋。

第4章 施策の展開

1 子育て・教育環境の整備
(1) 子育て支援
① こどもが健やかに育つことができる環境をつくる。
(i) 未就学児の保育サービス等の充実 ○家庭で育児している保護者が傷病等の理由で、一時的に家庭での育児が困難になった場合、一時保育を実施し、多様化する保育ニーズに対応します。 ○保育施設を0～2歳、幼稚園を3～5歳に年齢区分けし、待機児童の解消と保育・幼児教育環境の充実を図ります。 ○保育施設が連携し、保育サービスの充実を図ります。 ○外部・所内研修への参加や他の教諭の保育参観・自己評価、研究協議等を行うことで、自己研鑽に努め、保育士・幼稚園教諭の資質向上を図ります。
(ii) こどもの心身の健全育成と安心して学び、遊べる環境の提供 ○放課後児童クラブの受入環境の整備と、安全で適正な運営を実施します。さらに経験年数に応じた県主催の支援員の研修等を受講することで資質の向上を図ります。 ○放課後こども教室（※3）と放課後児童クラブ（※4）の連携により、多様な居場所を提供します。 ○児童・生徒が友だちと生き活きと活動したり、仲間づくりや異年齢交流をしたりできる居場所を提供します。 ○幼少の架け橋プログラム（※5）を実施し、幼稚園・小学校の連携の強化により生活・教育の変化に伴う抵抗感を軽減することで、新たな集団生活が円滑に始められるようにします。 ○デジタル機器の長時間の使用が、こどもの愛着形成や健全育成に影響を及ぼす懸念があるため、適切な使用に向けた取組を強化します。 ○こどもたちが、安全にデジタル技術を活用できるように、インターネットの正しい利用方法、プライバシー保護、オンラインでの適切なコミュニケーション方法などを身に付けるための取組を行います。また、保護者との連携により、デジタル機器を利用する際の適切な行動や判断力を養うために家庭での取組を強化します。

（Ⅲ）多様なニーズに応じた支援の充実

- 会津坂下町障がい者地域自立支援協議会こども部会を開催し、障がいのあるこどもの特性や成長に合わせた支援体制を充実させます。
- 保育所・幼稚園において看護師等の配置や、保育士・幼稚園教諭が喀痰吸引等に関する研修を受講することで、医療的ケアを必要とするこどもの受け入れを可能とし、安心・安全な集団生活を送れるように支援します。
- 町の教育機関・療育施設等が定例会や個別ケース会議等を開催し連携することで、切れ目ない支援を推進します。
- こども同士がお互いの国籍や文化の違いを知り、認め、尊重し合える教育・保育の推進を目指すとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら必要に応じて関係機関と連携し支援します。

※3 放課後子ども教室・・・すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、こどもたちとともに勉強やスポーツ文化活動や地域住民との交流活動等の取組を推進する事業。

※4 放課後児童クラブ・・・共働き家庭など留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

※5 架け橋プログラム・・・義務教育開始前後の「5歳児から小学校1年生の2年間」を「架け橋期」と呼び、幼稚園から小学校に入学する際の新しい生活に適応するためのプログラム。

1 子育て・教育環境の整備

（1）子育て支援

② こどもを安心して産み育てられる環境をつくる。

（ⅰ）妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援

- 月齢を問わず、育児相談や身体計測、小児科診察を受ける機会を提供し、発育・発達の確認を通じ育児不安の軽減を図ります。
- 乳幼児健康診査の結果に基づく継続支援や発達の確認、保護者の関わり方等について相談する場として、公認心理師による個別の相談会を実施し、育児不安の軽減や早期支援につなげます。
- こどもの心身の成長に大切な食の重要性を学ぶ機会を提供し、食育を推進します。

（ⅱ）地域における子育て支援の充実及び子育て支援ネットワークづくり

- 児童福祉と母子保健の機能を併せもつこども家庭センター（※6）で、相談機能の充実や関係機関の連携強化に努め、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目なく一体的な支援を行います。
- ファミリーサポートセンター事業を実施し、保育所や幼稚園の送迎の他、保護者の急用時にこどもを預かり、育児負担の軽減を図ります。
- 養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、保健師や支援員が訪問し、家事・育児の援助や指導助言等を行います。
- こどもとの関わり方や子育てに悩み等を抱えている保護者に対して、グループワークやロールプレイを通じて親子間における適切な関係性の構築を図ります。
- 保護者が疾病その他の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合などに、一定期間、母子の保護やこどもの養育を行います。
- 子育てふれあい交流センターにおいて、親子の交流・ふれあいの場として子育てに関する情報を提供するとともに、相談や講座の開催を通し、育児への不安や悩みの軽減、子育て力の向上を図ります。
- パンフレットの配付や SNS 等を活用したプッシュ型広報など、行政の情報発信を改善・強化するとともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等の充実を図ります。
- 母子健康手帳アプリを導入し、健診日の案内や予約手続、健診問診票等をオンラインで実施することにより、保護者の利便性向上を図ります。
- 子育て・孫育て講習会等を開催し、楽しく安心して子育てができるよう家庭全体で子育てに向き合う機会を提供します。

（ⅲ）経済的支援の推進

- 2歳未満の乳幼児の保護者に、おむつ専用ごみ袋を無料配付（上限あり）します。
- 子育て応援パスポートの活用を推進します。
- 乳幼児・児童医療費の助成を行います。
- ひとり親家庭医療費の助成を行います。
- 児童手当の支給を行います。
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を行います。
- 多子世帯保育料軽減事業を実施します。
- 小中学生の通学バス定期券への助成を行います。

- 国が示す子育て世帯の所得状況に応じた保育料の基準額や無償化等の範囲に合わせ、経済的負担の軽減と保育料の適正化・公正化を図ります。
- 経済的理由により児童・生徒に学用品などの工面が困難な保護者や特別支援学級で学ぶ児童・生徒の保護者に対して、必要な費用の一部を支給します。

(iv) こどもの居場所づくりや安全・安心な環境の整備

- こどもたちの交通安全への意識や対応能力の向上を図ります。
- 各教育施設、警察署との連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。
- 幼稚園における幼年消防クラブを設置し、定期的な消防署と連携した避難訓練の実施により防災教育を充実させます。

※6 子ども家庭センター・・・こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う施設。

1 子育て・教育環境の整備

(1) 子育て支援

③ 社会全体で子育て家庭を支える環境をつくる。

(i) 児童虐待の防止や生活に困難を抱えるこどもへの支援強化

- 要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携を強化し、虐待の予防、早期発見・対応に努めます。また、こども家庭センターによる専門的な相談対応や必要な調査、訪問等の継続的な支援を実施し、虐待の発生を予防します。
- 支援が必要なこどもとその家庭の実情や支援の課題について、基礎となる実態把握に取り組み、必要な支援につなげます。
- 小中学校と連携し、貧困とヤングケアラー(※7)に関する実態調査を定期的に行い、実態を把握し、福祉・介護・教育等の関係機関の連携のもと必要な支援につなげます。また、高校生世代については、県と連携し支援します。

(ii) ワーク・ライフ・バランスとこどもの健やかな成長を促す地域づくり

- 父親が参加しやすい育児教室の開催等を通して、父親の家事・育児を推進し、両親が互いに助け合い、子育てを担っていくよう促していきます。
- 育児休業や短時間勤務など各種制度を取得しやすくするための職場環境の風土づくりを浸透させる啓発活動を実施します。
- Web アンケート等を実施し、こども・若者一人一人の意見を聴取する機会を設け、町施策に反映させます。

（Ⅲ）世代間や地域との交流の推進

- ボランティア等の人材を育成し、地域全体で子育て家庭に寄り添い、支援する環境を整備します。
- 地域の方々がこどもに知識や技術等を教える機会の提供を促進します。

※7 ヤングケアラー・・・病気や障がいのある家族・親族の介護などで忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかったりする未成年、または未成年時代にそのような状況にあった人たちのこと。

1 子育て・教育環境の整備

（2）地域との連携

① コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、特色魅力ある学校づくりを推進する。

（ⅰ）学校運営協議会の組織強化

- コミュニティ・スクール（※8）による学校への支援をさらに充実させるため、学校運営協議会の委員の多様化を図ります。
- 学校運営協議会の熟議の内容の充実を図りながら、教育活動に地域の方々の意見を反映し、地域とともにある学校づくりを推進します。

（ⅱ）教育活動への地域人材の活用

- こどもたちに多様な視点や実践的な知識を育み、教科書だけでは得られない豊かな学びの場を提供するため、地域の方を講師とした授業を実施します。

（ⅲ）地域活動へのこどもたちの参加促進

- こどもたちが地域社会の一員としての自覚と地域に対する愛着を深めるとともに、主体的に行動する力を養うため、地域づくり活動やボランティア活動への参加促進に向けて取り組みます。

（ⅳ）学校と地域との情報共有の強化

- 保護者や地域の方の学校の教育活動に対する関心や理解を高めるとともに、相互の信頼関係を深めるため、「学校だより」「学年・学級通信」「ホームページ」「配信システム」等を活用し、積極的な情報発信を推進するとともに授業参観や学年懇談会等を通して、保護者と学校の意見交換や情報共有を図ります。

※8 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）・・・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

1 子育て・教育環境の整備
(2) 地域との連携
② 道徳的実践力を高め、思いやりがあり豊かなこどもを育成する。
(i) 道徳教育の強化 ○社会の変化に伴い、基本的なモラルや道徳的な価値観が変化する中、従来の一方的に教師が指導し結論に結びつける授業から、「考え、議論する道徳」により、こどもたち自身が考え議論する道徳へと転換し、主体的に判断し行動できる力を育みます。
(ii) 郷土学習の推進 ○「会津坂下町郷土学習副読本－坂下学のすすめ－」を活用した学習の機会を充実させ、こどもたちの郷土の自然、歴史・文化、伝統、産業等に対する理解を推進し、郷土に誇りを持ち、郷土の一員であることの自覚を養います。
(iii) 生徒指導の充実 ○学校におけるいじめや不登校等の問題には、「会津坂下町いじめ防止基本方針」「各学校のいじめ防止基本方針」に基づき適切に対応します。 ○保護者や、地域、関係機関等との連携や、Q-U（※9）の実施によりこどもの実態を的確に捉え、不登校やいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。 ○Q-Uの実施によりこどもの実態を的確に捉え、こどもたちが楽しく学校生活を送れる学級づくりを推進します。 ○こどもや保護者の悩みや困りごとに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び確保に努めます。 ○学校に係る法的問題への対応や支援を専門的な立場から行うスクールロイヤー（※10）を配置します。

※9 Q-U・・・学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度で構成。学校・学級生活への不満、不登校、いじめ被害の可能性の高いこどもを早期に発見できるアンケート。学校集団の状況を複数の教員で客観的に分析し、課題に対する手立てを明らかにしていくことができる調査。アンケート結果をもとに、多くの教員が協議することで、効果的な指導方法や支援方法が明らかになる。

※10 スクールロイヤー・・・学校で起こるさまざまな問題について、法的な助言を行う弁護士。

1 子育て・教育環境の整備
(2) 地域との連携
③ 健康や安全・食育への理解と実践力を高め、体育・スポーツ活動などを通して、たくましい心と健やかな体づくりに努める。
(i) 食育の充実 ○学校給食における地場産物使用の取組を推進するとともに、栄養教諭等による各学校での食育教育を通して、食事の重要性や健康への影響、食に関わる人への感謝の心、食文化の理解などを育みます。 ○地域の方々の協力のもと、生産や加工など農業と食を学ぶ体験活動を通して、より実践的な知識を習得できる機会の創出に努めます。
(ii) 健康教育の推進 ○こどもたちの健康を保持するため、各種健診・検査等を計画的に実施するとともに、病院受診が必要な場合は、保護者と連携し早期受診・治療に努めます。 ○感染症の発生やデジタル機器の使用増加など、社会環境の変化や技術の進展により、視力の低下や睡眠障害、ストレスや不安の増加等、新たな健康課題が生じる可能性があることから、実態に即した健康教育を推進します。
(iii) 中学校部活動の地域移行の推進 ○部活動は、生徒のスポーツに関する考え方や、基礎的な身体能力づくりに大きく関することから、地域移行後も、多様なスポーツが選択でき充実した活動のできる環境とするため、専門性を持った人材の受け皿となる地域スポーツクラブを配置して、地域移行に向け取り組みます。

1 子育て・教育環境の整備
(3) 学ぶ力の育成
① 教え込む画一的な授業から、個別最適化した学び、協働的な学び、探究的な学びへと学びの質を高める。
(i) 教師の指導力の向上 ○学校教育アドバイザーにより、授業改善や指導法の見直しを支援します。 ○外部講師による定期的な研修により、教員が専門的な視点や指導技術を学べる場を構築し指導力の向上につなげます。 ○ICTを活用した授業を推進するため、教員の技術や能力を高める研修の実施や実践例等の提供を行います。

（ⅱ）教育環境の整備

- こどもたちが安全で充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、学校施設や教材教具などの計画的な整備に努めます。
- GIGA スクール構想（※11）で整備した、児童・生徒一人一台のタブレット端末の更なる有効活用のため、AI や学習分析技術、学習データの蓄積・分析により個別最適化した学びにつながるシステム等の導入を推進します。
- 児童・生徒一人一人の特性に応じた教育を支援するための ICT サービスを活用し、学校間の切れ目のない円滑な引継や、職員の経験年数に関わらず、一貫性を持った指導計画の作成に取り組むとともに、効果的な共同学習の指導法など、研修の充実を図ります。
- 校務 DX（※12）により、教職員の業務効率化や長時間労働を是正するとともに、より教育活動に集中できる環境を整えます。

※11 GIGA スクール構想・・・児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAとは「Global and Innovation Gateway for All」の略。

※12 校務 DX・・・学校がデジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

1 子育て・教育環境の整備

（3）学ぶ力の育成

② 特別支援教育の充実と強化を図り、インクルーシブ教育を推進する。

（ⅰ）特別支援教育支援員等の配置

- 特別支援学級及び通常学級に在籍している特別な支援を要する児童生徒に対応するため、特別支援教育支援員の適切な配置に努めます。
- 医療的ケアが必要なこどもなどの入学希望があった場合は、状況に応じた支援員を配置します。
- スクールカウンセラー（※13）やスクールソーシャルワーカー（※14）を配置し、こどもや保護者への支援を充実させます。

（ii）特別支援教育の充実

- ICT を活用し、児童・生徒一人一人の特性に応じた学習指導を推進します。
- 学校間の切れ目のない円滑な引継を行い、幼稚園、小学校、中学校と一貫した指導を推進します。
- 特別支援学級及び通常学級に在籍している特別な支援を要する児童生徒に係る教職員の専門的な研修の充実を図ります。

※13 スクールカウンセラー（SC）・・・心理についての専門性を持ち、学校において、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導を行う者。

※14 スクールソーシャルワーカー（SSW）・・・教育の分野や社会福祉に関する専門的な知識・技術を有し、悩みを抱えた児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境の改善や、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者。

1 子育て・教育環境の整備

（3）学ぶ力の育成

③ 保・幼・小中学校の連携を強化し、「一つの学園構想」の具現化を図るとともに人権感覚を重視した職員の指導力の向上を図る。

（i）保育課程・教育課程への位置づけと取組内容の重点化

- 保幼小中の乳幼児、児童、生徒間の交流と教職員等の交流を保育課程や教育課程に位置付け、各教育施設間の連携を計画的・効果的に推進します。
- 架け橋期カリキュラムの作成・改善により、幼稚園と小学校の学びの連続性を担保します。

（ii）人権研修の推進

- 日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理解を深め、こどもの人権を守った教育活動を展開するため、教職員向けの研修等の充実を図ります。

1 子育て・教育環境の整備
(3) 学ぶ力の育成
④ ICT（情報通信技術）を効果的に活用するとともに、国際理解や英語力を育む教育を推進する。
(i) 情報教育の充実 ○授業での ICT 機器の活用を促進し、学習内容の効果的な理解を図ります。 ○タブレットドリルを活用し、児童生徒一人一人の学習の定着度を把握し、個別指導の充実を図ります。 ○ICT 機器を利用する際の適切な行動力や判断力を養うために、情報モラル教育を充実するとともに、家庭への啓発に努めます。
(ii) 外国語教育の充実 ○小中学校、幼稚園に外国語指導助手（ALT）を派遣し、指導内容の質の向上、外国語によるコミュニケーション能力の向上および国際理解を推進します。 ○実用英語技術検定等の英語検定の受験を推奨し、総合的な英語力の向上に努めます。

1 子育て・教育環境の整備
(3) 学ぶ力の育成
⑤ 望ましい生活習慣づくりを推進し、こどもたちが学習や活動に積極的に取り組める環境を整えとともに、自分の目標や行動を自己管理できる能力を育む。
(i) 読書活動の充実 ○学校においては、朝の読書活動や読み聞かせボランティアの活用による読書習慣の定着に取り組めます。 ○読書は、知識や語彙力、表現力の向上や、感情の理解や多様な価値観・視点を学ぶことができる大切な活動であることを、司書と連携し、蔵書の充実や図書室の環境整備を推進します。
(ii) 基本的生活習慣の確立 ○規則正しい生活リズムや挨拶など、基本的な生活習慣を育成するために、家庭や地域と取組方針を共有し、学校と家庭、地域が協力して一貫した取組を推進します。

2 生涯学習・スポーツの推進（第九次生涯学習振興計画）
（１）生涯学習の推進
① 社会教育を充実させ、生涯学習を推進する。
（ⅰ）学びの情報発信と学びのきっかけづくりの推進 ○ 学びにふれるきっかけをつくるため、住民のニーズを把握し、中央公民館や各コミュニティセンター事業をホームページや SNS で町内外に広く情報発信をします。 ○ 学んだことを活かして、リタイヤや退職後の世代の生きがいづくりや仲間づくりの場を作ります。 ○ 地域学校協働活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携した学校支援の体制づくりを推進します。 ○ 情報格差を解消するための取組として、各種の講座を開催します。
（ⅱ）気軽に参加できる学びの場づくり ○ 働く世代を対象として夜間講座や休日講座を実施するなど、様々なライフスタイルに応じた学びの場やきっかけをつくります。 ○ 身近な学びの場としての地域サロン支援や出前講座を実施します。 ○ 文化祭や生涯学習等のイベントで積極的な広報・PR 活動をしていきます。 ○ 既存サークルの入会や新たなサークルなどの立ち上げを支援するとともに、サークル間の交流のきっかけづくりにも取り組みます。 ○ 施設の適切な維持管理による利用者の利便性を向上させるとともに、入りやすい雰囲気づくりに努めます。 ○ 関係機関と連携し、地域づくりやボランティアに関する講演会や啓発活動を実施します。

2 生涯学習・スポーツの推進（第九次生涯学習振興計画）
（１）生涯学習の推進
② 将来を担う子どもや若者が健やかに育つことができるよう、家庭教育と青少年教育を充実させる。
（ⅰ）学校や関係機関と連携した、学びを活かす取組の推進 ○ 中央公民館やコミュニティセンターを活用して、若者や学生が気軽に集まれる居場所づくりを推進します。 ○ 学校や PTA と連携した親世代の学びの支援と場づくりをしていきます。 ○ 地域の協力を得て、子どもたちが放課後に安心安全に学べる場所を提供し、スポーツや体験活動などを実施します。

（ii）リーダー育成と人材の確保

- 地域で行っている自然体験、農業体験、国際交流体験を支援しながら青少年の育成を図ります。
- 幅広い年齢層での世代間交流や地域間交流が図れるような事業を推進します。
- 青少年ボランティア活動を推進することにより、リーダーとなる人材を育成します。
- 中央公民館と各地区コミュニティセンターが合同で事業を実施し、子どもと地域住民との交流を図ります。

（iii）家庭教育の充実

- 子育て支援のために、親子のふれあいや交流の場を提供します。
- 託児サービスなどと連携した未就学児の保護者が参加しやすい講座や教室を開催します。

2 生涯学習・スポーツの推進（第九次生涯学習振興計画）

（2）スポーツの振興

① 健康の保持増進のための生涯スポーツの振興と普及を図る。

（i）成人のスポーツ実施率の向上

- ラジオ体操やニュースポーツを推進して、継続的に運動するきっかけづくりをします。
- スポーツクラブと連携した各種スポーツイベントやスポーツ大会を開催し、子どもから高齢者までスポーツへの関心を高めます。
- 健康寿命の延伸のために、気軽に取り組める運動教室や講座を開催します。
- 地区合同でのスポーツイベントの開催等により、スポーツを通じた交流の機会を創出します。

（ⅱ）スポーツ・運動が好きなこどもの割合の向上

- 関係団体と連携し、保育園・幼稚園・小学校児童へこども向けの運動教室やイベントを開催し、スポーツの楽しさを知ってもらうきっかけを作ります。
- スポーツ体験教室やスポーツ少年団体験会を開催し、団員募集・入団の支援をします。
- アスリートを招聘した講座や研修会等を開催することにより、こどもたちにスポーツに興味を持ってもらうきっかけを作ります。

2 生涯学習・スポーツの推進（第九次生涯学習振興計画）

（2）スポーツの振興

② 中学校部活動の地域移行と地域人材の活用を通じた総合的な地域スポーツを振興する。

（ⅰ）地域スポーツクラブの体制強化

- 地域移行について地域の理解を得るために、指導者講習会や体験会などを実施します。
- 専門的な知識や経験を有する地域クラブ活動コーディネーターを配置し、地域スポーツクラブやスポーツ組織、学校との連携による地域クラブ活動を推進します。

（ⅱ）将来に渡って持続可能なスポーツ環境の整備

- 持続可能なスポーツ環境の整備と、地域での次世代につながる循環的な指導者育成に努めます。
- 体験型の活動により多様なスポーツを楽しみ、スポーツが好きな生徒を増やす取組を行います。

（ⅲ）地域学校協働活動と連携した人材の活用

- 地域学校協働活動による地域の人材発掘と人材確保をしながら、学校を支援します。
- 児童生徒の多様なニーズに対応できる地域の指導者を育成し、地域スポーツの普及を推進します。

2 生涯学習・スポーツの推進（第九次生涯学習振興計画）
（３）文化・芸術活動の振興
① 五浪美術記念館の活用による地域の芸術活動を振興する。
（い）町民ギャラリーの活用 ○町民ギャラリーの周知と、地域芸術活動の掘り起しをします。 ○幼少期から文化芸術に親しめる機会をつくるため、学校への施設利用促進を図ります。 ○五浪美術記念館を活用したナイトミュージアム等のイベントを開催します。

2 生涯学習・スポーツの推進（第九次生涯学習振興計画）
（３）文化・芸術活動の振興
② 本に触れる機会を創出するために、図書室などの環境を整備する。
（い）気軽に読書に親しむことができる環境づくり ○幼少期から本に親しめるよう、図書イベントの開催や、絵本などの蔵書を増やします。 ○まちなかやコミュニティセンターなど身近な図書環境を整備し、気軽に本と触れ合う機会をつくります。 ○誰もが気軽に入りやすいよう工夫した図書室をつくります。
（ii）幼少期からの読書習慣を身につける活動の充実 ○健診でのブックスタートなどを推進し、家庭での読み聞かせや本に触れるきっかけづくりをします。 ○学校や図書ボランティアと連携し、ブックトークや本に親しむ機会を増やします。 ○10 か月健康診査時に、乳幼児のことばと心を育むために、絵本を介した親子のふれあいの大切さを伝える機会を確保します。

3 歴史・文化の伝承（第九次生涯学習振興計画）
（１）地域を学ぶ活動の推進
① 「会津坂下町郷土学習副読本－坂下学のすすめ－」による地域理解学習を推進する。
（い）副読本「坂下学のすすめ」小学校授業での活用 ○「会津坂下町郷土学習副読本－坂下学のすすめ－」を活用した学習の機会を充実させ、こどもたちへ、郷土の自然、歴史・文化、伝統、産業等に対する理解を推進し、郷土に誇りを持ち、郷土の一員であることの自覚を養います。 ○コミュニティセンター等関係団体と連携し、住民を対象とした歴史講座など地域を知る学習機会を創出します。

3 歴史・文化の伝承（第九次生涯学習振興計画）
（１）地域を学ぶ活動の推進
② 会津坂下町埋蔵文化財センターでの講演会や企画展、「出前講座」等による地域を知る学習の場と機会を創出する。
（い）各地区の文化財管理者・管理団体と協力し文化財の保護・保存・収集 ○指定文化財の保護管理団体へ補助金を交付し、地域と連携しながら文化財の保護・保存をします。
（ii）仏像等悉皆調査（※15）成果の活用 ○「仏像等悉皆調査報告書」を活用した「出前講座」を開催し、広く成果を周知します。
（iii）会津坂下町埋蔵文化財センターの活用 ○会津坂下町埋蔵文化財センターで企画展や講演会を開催します。 ○学校教育と社会教育が連携し、会津坂下町埋蔵文化財センターボランティアを育成・支援します。

※15 仏像等悉皆調査・・・町にあるすべての仏像等についての全数調査。

3 歴史・文化の伝承（第九次生涯学習振興計画）
（１）地域を学ぶ活動の推進
③ 旬の地元野菜や伝統野菜、郷土料理を学校給食に取り入れ、食材から地域を学び、愛し、感謝する気持ちを育成する。
（ｉ）会津の伝統野菜に関する知識の習得 ○会津の伝統野菜を使用し幼稚園、小学校、中学校へ提供することにより、野菜の旬、伝統野菜の違いや特徴などの理解につなげます。
（ii）町に伝わる食文化を体験する場の提供 ○郷土料理を学校給食で提供することにより、地域を知り、郷土愛と感謝する気持ちを育みます。 ○季節の行事食や日本各地だけでなく世界各地の料理を取り入れ、様々な料理を知る機会をつくります。 ○献立作成委員会を開催し、給食献立の充実を図ります。

3 歴史・文化の伝承（第九次生涯学習振興計画）
（２）文化財の保存と活用
① 文化財を調査・保全し、活用を図る。
（ｉ）町内の歴史文化資料収集整理の継続 ○町史編さん事業を継続し、町史刊行を計画的に取り組みます。 ○発刊計画延期により編さん作業が長期化するため、調査済分野の報告書作成と調査結果保存を実施します。 ○滅失の可能性が高い民俗資料等を収集し、整理・展示を公開します。
（ii）無形民俗について映像での記録保存 ○失われつつある伝統芸能などの映像記録化を行い、保存に努めます。

3 歴史・文化の伝承（第九次生涯学習振興計画）
（2）文化財の保存と活用
② 会津坂下町埋蔵文化財センターにおける文化財の整理、保存・伝承と常設展や企画展を実施する。
（i）会津坂下町埋蔵文化財センターにて町文化財の特徴を活かした企画展を開催 ○常設展の他に毎年企画展を新規で開催、同時に町の特徴ある文化財資源について講演会も開催し、町内外に広く周知します。

3 歴史・文化の伝承（第九次生涯学習振興計画）
（3）史跡・遺跡の保存と活用
① 遺跡の発掘調査及び保護・保存・活用するとともに、未認定の遺跡についての調査を行う。
（i）会津坂下町文化財保存活用地域計画の策定 ○未指定の遺跡・史跡の調査を推進します。 ○地域と連携して「会津坂下町文化財保存活用地域計画」を策定し、中長期的な文化財の保存活用の計画的、継続的な実施を目指します。
（ii）町の観光と合せた史跡・遺跡の活用 ○町観光案内パンフレットやホームページで町の重要文化財等を広く周知します。また関係団体と連携し史跡に触れる機会をつくります。
（iii）劣化した案内版・標柱の修繕 ○国県町指定重要文化財について計画的に案内板と標柱の修繕を行います。

第 5 章 施策の点検・評価

1 点検及び評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、本計画を含む、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価をし、その結果に関する報告書を町議会に提出するとともに、町ホームページ上で公表します。

2 計画の見直し

本計画は、今後 5 年間に取り組むべき方策について示したものであることから、策定から 5 年後（令和 11 年度）を目途に見直しを行い、次期計画を策定します。

なお、特段の事由がある場合には、計画期間の途中においても見直しを行い、その一部を改訂する場合があります。

< 参考資料 >

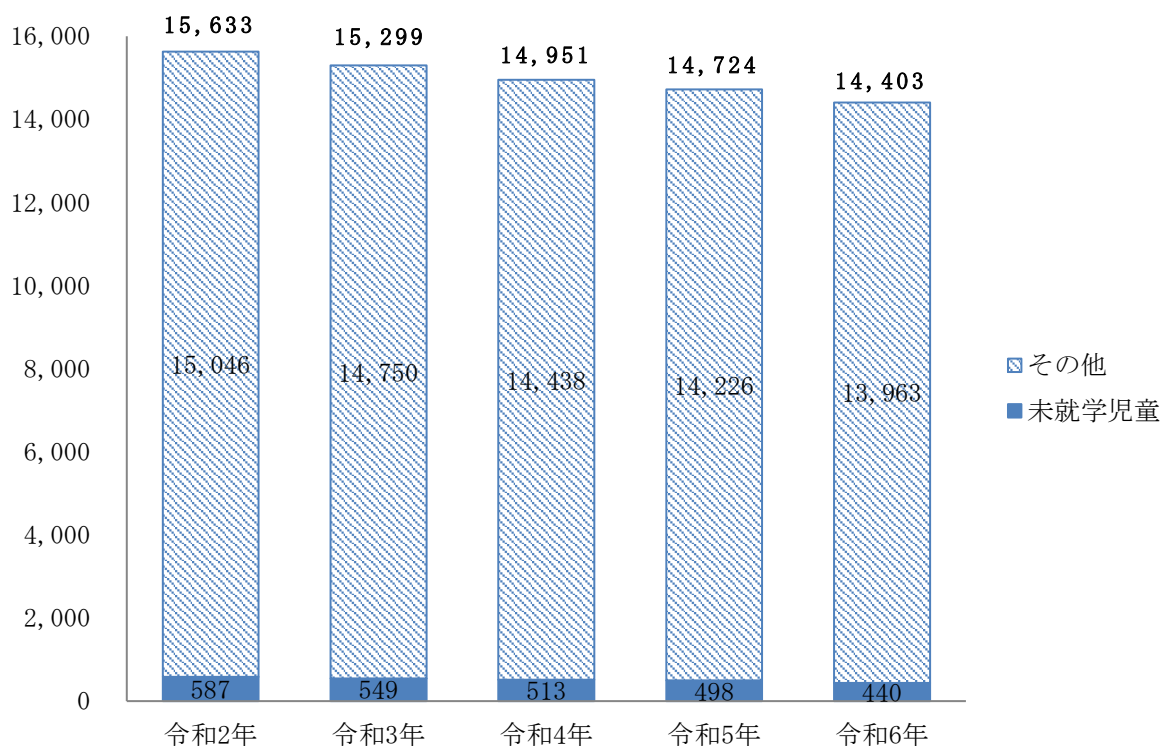
○未就学児童・児童・生徒の推移

(1) 人口の推移と未就学児童の割合

町の人口は減少傾向が強まっており、令和 2 年からの 5 年間で 1,230 人減少し、令和 6 年には 14,403 人となっています。また、未就学児童数は 5 年間で 147 人減少し 440 人となっています。

【図 1】町の人口及び未就学児童数の推移

(単位：人)



※出典：直近 5 年間の住民基本台帳(3 月 31 日現在)

(2) 児童人口の推計

本計画の期間（令和 7 年～令和 11 年）の児童人口（0 歳から 11 歳）を年齢毎に推計すると下表のようになります。

これによると、各年齢とも年々減少していくと推測されます。

【表 1】町の児童人口の推計

（単位：人）

年 齢	R 6	R7	R8	R9	R10	R11	R6－R11
0 歳	38	49	47	45	43	41	3
1 歳	72	37	47	45	43	41	△ 31
2 歳	84	71	37	47	45	43	△ 41
3 歳	76	79	67	35	44	42	△ 34
4 歳	87	72	74	63	33	41	△ 46
5 歳	83	81	67	69	59	31	△ 52
就学前小計 (0～5 歳)	440	389	339	304	267	239	△ 201
6 歳	93	82	80	67	69	59	△ 34
7 歳	101	94	82	80	67	69	△ 32
8 歳	114	101	94	82	80	67	△ 47
9 歳	107	109	96	90	78	76	△ 31
10 歳	100	104	106	94	88	76	△ 24
11 歳	101	96	100	102	91	85	△ 16
小学生小計 (6～11 歳)	616	586	558	515	473	432	△ 184
合 計	1,056	975	897	819	740	671	△ 385

※直近 5 年間の住民基本台帳(3 月 31 日現在)を基に、年齢毎に平均増減率を算出し、令和 6 年の人口に乗じて推計しました。ただし、0 歳児については令和 6 年に大きく減少したため、母子手帳交付の実績から令和 7 年の出生の推計値を算出し、令和 8 年以降については 1 歳児の平均増減率（▲3.92%）を基に算出しました。（「会津坂下町こども計画」から抜粋）

○教育関連法令制定・改正（概要）

施行年	法令名	区分	主な内容
平成 27 年 (2015 年)	地方教育行政の組織及び 運営に関する法律	改正	教育委員長と教育長を一本化した 新「教育長」の設置、総合教育会議 の設置及び大綱の策定の義務化
〃	学校図書館法	改正	専ら学校図書館の職務に従事する 学校司書の設置の努力義務化
平成 28 年 (2016 年)	学校教育法	改正	小学校から中学校までの義務教育 を一貫して行う「義務教育学校」 の制度化
平成 29 年 (2017 年)	義務教育の段階における 普通教育に相当する教育 の機会の確保等に関する 法律	制定	不登校児童生徒等に対する教育機 会の確保
〃	地方教育行政の組織及び 運営に関する法律	改正	教育委員会による「学校運営協議 会」の設置の努力義務化
〃	教育公務員特例法	改正	教員の資質向上に係る体制構築 (指標整備と教員研修計画の策定 義務化)
〃	社会教育法	改正	「地域学校協働活動」に関する連 携協力体制の整備等に関する規定 を整備
平成 31 年 (2019 年)	学校教育法	改正	デジタル教科書の制度化
〃	文化財保護法	改正	地域における文化財の計画的な保 存・活用の促進
令和 3 年 (2021 年)	公立義務教育諸学校の学 級編制及び教職員定数の 標準に関する法律	改正	小学校の学級編制の標準を計画的 (1 学年ずつ令和 7 (2025 年度ま で) に 40 人から 35 人に引き下げ
令和 5 年 (2023 年)	こども基本法 こども大綱	制定	こどもの権利を尊重し、こども(こ どもと若者)に直接影響のある政 策を策定する際には、こどもや若 者の意見を聞くことが義務化。

子育て支援日本一を目指した

「一つの学園構想」

～子どもの「育ち」と「学び」をつなぐ会津坂下町の教育～



会津坂下町立坂下中学校

<https://www.town.aizubange.fukushima.jp/bangecyu/>



会津坂下町立坂下南小学校

<https://www.town.aizubange.fukushima.jp/bangeminamisyo/>



会津坂下町立坂下東小学校

<https://www.town.aizubange.fukushima.jp/bangehigashisyo/>



会津坂下町立坂下南幼稚園



会津坂下町立坂下東幼稚園



会津坂下町立ばんげ保育所

会津坂下町教育委員会

生きる喜びを育む教育

～「学びあう」「競いあう」「認めあう」子どもの育成～

人と人、幼稚園・学校間のつながりで、子どもの「育ち」と「学び」をつなぐ

中学校



職場体験やボランティア活動等の機会を生かした幼児と生徒の交流

幼・中連携

段差を少なくしたスムーズな教科指導、生徒指導

小・中連携

幼稚園



会津坂下町では、平成25年度から幼稚園2園、小学校2校、中学校1校の体制になりました。「一つの学園構想」には、新学区制に伴い新しい交流が始まり、新しい信頼関係が生まれ、新しい共同体意識を高めようという願いが込められています。

町内の幼稚園・学校では、相互に連携しながら、“一貫性”“共通性”“継続性”のある15年間を見通した「育ち」と「学び」をつなぐ教育に取り組んでいます。

家庭、幼稚園・学校、地域、行政がそれぞれの役割を大切にし、一層の連携を図りながら、未来を創る「会津坂下町の子ども」を育てていきましょう。

小学校



保育所

小規模保育施設

情緒の安定と愛着関係の構築

幼・小連携

「遊び」の世界から「学び」の世界へのスムーズな橋渡し

行政

効果的な連携を目指す支援・啓発

地域

地域で子どもを健全育成

家庭

基本的生活習慣の確立

会津坂下町教育委員会

〒969-6547 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3667 番地 1

◇教育課教育総務班◇

TEL 0242-84-3711 FAX 0242-83-7500

E-Mail aizubange-be@fcs.ed.jp

◇教育課生涯学習班◇

TEL 0242-83-3010 FAX 0242-83-4498

◇子ども課子ども支援班◇

TEL 0242-84-3712 FAX 0242-83-7500

E-Mail kodomo@town.aizubange.fukushima.jp

「一つの学園構想」の柱

“一貫性”“共通性”“継続性”で「育ち」と「学び」をつなぐ

望ましい生活習慣(4つの習慣)づくり

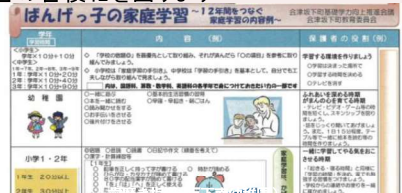
①規則正しい生活習慣づくり

家庭と連携した「早寝・早起き・朝ごはん運動」の推進等により、基本的な生活習慣を身につけさせます



②家庭学習習慣づくり

学年に応じて内容を充実させるとともに、家庭と連携した家庭学習の習慣化を図ります



リーフレット
「ばんげっ子の
家庭学習」
(抜粋)

③読書習慣づくり

家庭・地域と連携した読書活動やメディアバランス(※1)の取組等を進め、読書の習慣を身につけさせます



朝の読書(坂下中学校)



小学生による絵本の読み聞かせ
(坂下南幼稚園)

④あいさつ習慣づくり

幼稚園・学校と家庭・地域との連携による「あいさつ運動」等を進め、明るく元気なあいさつができる子どもに育てます



朝のあいさつ(坂下東幼稚園)



朝のあいさつ運動(坂下中学校)

※1 メディアバランス

電子メディアに接触・利用する時間を決め、自分の生活の中でどのように使うかをコントロールすることで、生活リズムを崩さず、読書や家族との触れ合いの時間と確保できるようなバランスのとれた生活をするを目的とする取組

基礎学力の定着・向上

①学ぶ楽しさを実感する「学びあう授業」の実践

日々の授業を充実させ、学ぶ楽しさを実感する「学びあう授業」を実践します



学びあう授業(坂下南小学校)



学びあう授業(坂下中学校)

②特別支援教育の充実・強化

支援員の活用や通級による指導の工夫等により、特別な支援を要する子どもの学びの充実に努めます



個別支援(坂下南小学校)



支援員の活用(坂下東小学校)

③教職員の指導力(保育力・授業力)向上

研修の充実、学校教育アドバイザー(※2)の活用等により、教職員の指導力を向上させます



授業研究会(坂下東小学校)



指導主事の活用(坂下東幼稚園)

④「基礎学力向上推進会議」の機能化

学力向上の土台づくりに向け、町内全ての教員が所属する会議の取組内容を充実させます



授業・家庭学習部会



特別支援教育部会

※2 学校教育アドバイザー

教育委員会に置かれる職員で、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する仕事に従事する者

健康でたくましい心と体づくり

①道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して道徳教育の充実に努め、思いやりの心、認めあう心、きまりを守る態度(規範意識)を育てます



道徳の授業(坂下東小学校)



道徳の授業(坂下南小学校)

②食育の充実

幼稚園・学校(学校給食センター)と町・家庭が連携して食育の充実を図り、望ましい食習慣を身につけさせます



食育指導(坂下中学校)



給食の時間(坂下東幼稚園)

③体力づくり

幼稚園・学校の体力向上計画に基づいた取組を進めるとともに、「歩育」(※3)を推進し、子どもたちの体力向上を図ります



体力づくり(坂下東小学校)



体力づくり(坂下南幼稚園)

④健康教育の充実

健康教育を充実させ、「うがい、手洗い、歯磨き、フツ化物洗口」等の習慣化による疾病予防と健康保持に努めます



歯磨き指導(坂下南幼稚園)



フツ化物洗口(坂下南小学校)

※3 歩育

徒歩による通園・通学等の日常的な歩行や、行事などにおける歩行体験を通じて、子どもの体力向上と生きる力を育む活動

幼稚園

小学校

中学校

全ての幼稚園・学校で、3つの柱・12項目を意識した取組を推進

◇ 各項目については、より具体的な実践内容を決めて取り組んでいきます。

保育所・小規模保育施設・家庭 ◇ 『一つの学園構想』の取組の基盤を作ります。

十五年間を見通した、教育の展開

中学校期

小学校期

幼稚園期